

一般社団法人 江東区柔道会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人江東区柔道会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 この法人は、1882年柔道創設以来の「精力善用」、「自他共栄」という精神に基づき、柔道の普及と振興及び健やかな青少年の育成と優れた指導者の養成を図り、もって地域民の心身の健全な発達に寄与することによって社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会、研究会、講習会等の開催並びに後援
- (2) 段位の審査並びに審議、推薦
- (3) 表彰、慶祝、弔慰、見舞
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要と認めた事項
- (5) 前各号に付帯関連する一切の事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(公告方法)

第6条 この法人の公告は、主たる事務所の掲示板に掲示する方法による。

第2章 会 員

(法人の構成)

第7条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した者
原則として東京都江東区在住・在勤・在学の有段者

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人に特に功労があった者で、総会の議決をもって推薦された者

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第9条 正会員の年会費は、総会で別に定めるものとし、毎年6月末日までに納入する。また、全柔連登録料・公認審判員登録費・江東区体育協会賛助金も同時に納入する。

2 賛助会員の年会費は、総会で別に定めるものとし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次に掲げる事由により資格を喪失する。

(1) 会員本人により「退会届」が提出されたとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(3) 2ヶ年以上に亘って会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(5) 総正会員の同意があったとき

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の過半数が出席し、総正会員の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。ただし、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をすることとし、その会員には総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等の拠出品は返還しない。

第3章 総 会

(構成)

第13条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員等の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び収支決算
- (5) 各事業年度の事業計画及び収支予算
- (6) 入会の規準及び会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業全部又は一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項並びにこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の10分の1以上の者から、会議の目的である事項及び招

集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招 集)

第16条 総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。但し、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。但し、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第18条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第19条 総会は、一般法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることはできない。

3 前々項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の3分の2以上をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第20条 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数及び出席者数
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印し、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上17名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって、一般法上の代表理事とし、副会長及び専務理事、常務理事をもって一般法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決により理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。
- 4 専務理事、常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事会は、前号に定める専務理事及び常務理事以外の理事の中から

業務を分担執行する者を選任することができる。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 監事は、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、総会に報告する。
- 5 監事は、前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する。
- 6 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることはできない。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事及び監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。
- 4 会長の任期は、原則合計3期までとする。但し、理事会の承認により再任は妨げない。
- 5 副会長、専務理事及び常務理事の任期は、原則連続2期までとする。但し、理事会の承認により再任は妨げない。

(役員解任)

第27条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により解任することができる。

但し、監事を解任する場合は、第19条第3項による。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えることができないと認められたとき

(報酬等)

第28条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の規準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の解任

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会は、毎事業年度6回開催する。
- 3 臨時理事会は、理事が必要と認め、会長に招集の請求をしたときに開催する。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第34条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、会長及び監事が、署名及び押印しなければならない。

（専門委員会）

第36条 この法人は、事業遂行のために次の専門委員会を置き業務を行う。

- （1）企画委員会 各専門委員会の調整、会員相互の交流推進に関すること。
- （2）大会委員会 各種大会の計画、運営実施に関すること。
- （3）審議委員会 昇段審議、審査及び審議資料の調査に関すること。
- （4）審判委員会 審判及び審判技術の研究、研修に関すること。
- （5）研究委員会 柔道技術、形の研究に関すること。
- （6）指導委員会 柔道講習会の計画及び底辺の拡充に関すること。
- （7）競技委員会 各種試合への参加及び選手選考派遣に関すること。
- （8）総務委員会 会務一般の企画事務処理、会議運営、会則・会員名簿の整備に関すること。
- （9）財務委員会 予算案及び決算書の作成、財政計画、一般会計事務処理に関すること。
- （10）広報委員会 ホームページの管理、広報及び情報処理に関すること。

第6章 資産及び会計

（事業計画及び収支予算）

第37条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、総会へ報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決に基づき、予算成立に準じ収入・支出

することができる。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属書類
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算表（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算表（正味財産増減計算書）の附属書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(財 源)

第39条 この法人の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をあてる。

(剰余金の分配)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において、議決に加わることのできる正会員の3分の2以上の議決をもって変更することができる。

(解 散)

第42条 この法人は、一般法第148条に規定する事由により解散する。

(残余財産の処分)

第43条 この法人が解散等により精算するときに有する残余財産は、総会の議決により、この法人の残余財産の帰属権利者を決定するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規定
- (7) 事業計画及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支決算書等の計算書類
- (9) 前項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによる。

第9章 補 則

(細則)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成23年12月31日までとする。
- 2 この法人の設立時の役員に限り、その任期は最初の事業年度の最終のものに関する定時総会の終了のときまでとする。
- 3 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

(設立時理事・代表理事及び設立時監事)

- 4 当法人の設立時理事・代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	阿部 鞏	雨宮 邦人	大輪 小次
	兼利 幸則	川崎喜一郎	河野 暲子
	河野 文彦	佐野 昌久	高田 清

	永井 昭次	永井多恵子	二宮 唯晃
	濱島 正剛	平井 幸雄	星野 俊昌
	横倉 弘衛	渡辺 茂樹	
設立時監事	山内 重昭	瀬尾 忠雄	
設立時代表理事	阿部 鞏		

附 則 本改正定款は、平成30年2月10日より施行する。

附 則 本改正定款は、令和4年（2022年）2月12日より施行する。